

## 譲渡所得等がある場合の入力方法について

ここでは、株式の譲渡益がある場合の方法をお示します。

別添の添付ファイルも併せてご利用ください。

★譲渡益が20万円以上ある場合や、損失を申告したい場合は、市民税申告ではなく確定申告をしてください。

- ① 「収入の確認」の令和7年中に課税される収入がありましたか？の質問に「はい」を選択する。
- ②「収入種類の確認」で「その他」を選択する。
- ③「申告内容入力」(その他の所得がある方)で上場株式等の譲渡所得以外の該当する項目を入力し、「次へ」を選択する。
- ④「申請内容入力」の「摘要欄の入力」にて「株式の譲渡所得を添付し、分離課税で申告します」等の分離課税の上場株式等の譲渡所得があることを示す文言を入力する。
- ⑤④と同画面上にある「その他書類の添付」にて、上場株式等の譲渡所得に関する資料(スキャンもしくはハッキリ判る画像等で収入金額・必要経費等がわかるもの)および本メールに添付されている「令和8年度 市民税・県民税申告書(Excel)(必要部分抜粋版)」の両方を添付してください。

注:他の譲渡益を分離課税で申告する場合も、同様に証明する書類を添えて入力してください。